

最高裁秘書第2361号

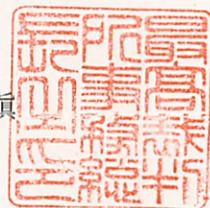
令和3年8月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

6月25日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判官第二カードの入力フォームが書いてある、一連の文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第 2550 号

令和 3 年 8 月 12 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官第二カードの入力フォームが書いてある、一連の文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和 3 年 7 月 6 日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和 3 年度（最情）諮詢第 27 号

(2) 謝問日

令和 3 年 8 月 5 日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2551号

令和3年8月12日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第27号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年8月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、過去に裁判官第二カード及び裁判官第三カードの様式が開示されていることからすれば、本件対象文書の不開示部分の全部が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するとまではいえない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判官第二カードの入力フォームが書いてある、一連の文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、6月25日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、裁判官第二カード及び裁判官第三カードに関するシステムの構成等が推認される情報、同システムの画面を示した画面ショット及び同システムにおける入力項目等が記載されており、これらの情報が公になると、外部からの同システム等に対するサイバー攻撃の糸口等を推測させ、悪意ある者の攻撃を容易にするなど、情報セキュリティの確保に脅威が生じるおそれがあり、これらの情報は法第5条第6号の不開示情報に相当することから不開示とした。

【機密性2】

- (2) なお、苦情申出人は、過去に開示された文書において裁判官第二カード及び裁判官第三カードの様式が開示されていることからすれば、本件対象文書の不開示部分の全部が法第5条第6号に定める不開示情報に相当するとまではいえない旨主張するが、本件開示申出を受けて改めて検討した結果、(1)のとおり、本件不開示部分については、法第5条第6号の不開示情報に相当することから不開示との判断をするに至ったものである。
- (3) よって、原判断は相当である。